

公募型プロポーザルに関する質問回答書

業務名					
番号	区分	頁	事項	内容	回答
1	実施要領	2	3 (1) ⑨ プロポーザルの参加資格	「自治体や企業、団体等の発注する記念誌または証言集等の編さんを受託した実績があること」とありますが、移住パンフレットやインタビュー誌は、この参加資格を満たすでしょうか。	少なくとも 20 ページ程度のボリュームがあり、自治体や企業、団体等のデータや情報と町民や社員等の関係者の証言やインタビューをまとめて冊子として編集されたものは、参加資格として認めます。
2	実施要領	4	7 (3) 提出書類①	「A4 判 20 枚」は 20 頁となるか、もしくは両面換算で 40 頁までとなるか。	片面で 20 枚を上限とします。
3	仕様書	1	3 (1) 企画及び構成	導入部分の「町民証言」については、ご提供いただいた、「大熊町 公民館報にまつわる町民への聞き取り」の内容を指しているのでしょうか。 別途、町民の方への取材を行い、新たに制作をするのでしょうか。	参考資料として提供しております「公民館報にまつわる町民への聞き取り」の活用を想定しておりますが、別途、町民への取材を提案いただいても構いません。
4	仕様書	1	3 (1) 企画及び構成	「公民館報 1～26 号の発刊時期(昭和 31 年～59 年)の町の年表」「公民館報の記事からテーマを設定」とありますが、今回制作する町制 70 周年記念誌は公民館報を軸とした冊子となりますか。もしくは発刊が終了した平成や近年の大熊町の情報等も掲載し、“町制 70 周年”をメインとした冊子の制作となるのでしょうか。	70 年の歩みを均等にまとめた冊子ではなく、公民館報を軸にした冊子を町制 70 周年の記念に発刊することを想定しています。ただ、東日本震災前の町の歩みを振り返り、記録するという本事業の目的を達するために有効と考えられる場合、近年の町の情報等の掲載を提案いただくことは可能です。
5	仕様書	1	3 (1) 企画及び構成	〈基本構成案〉で、特集とは別に導入で町民証言を予定されていますが、どのような	導入部分で想定している公民館報の説明を補うような証言を想定しています。

				内容を想定していますか？	
6	仕様書	1	3 (1) 企画及び構成	大熊町第三次復興計画の「ふるさと大熊の記憶の継承」で、教育委員会と福島大学が進めている「公民館報」の聞き取り事業と、今回の記念誌作成業務は、どのような連携を想定していますか。	福島大学との連携事業で得る情報と公民館報の記事等を冊子としてまとめるものが今回の記念誌となります。
7	仕様書	1	3 (1) 企画及び構成	〈基本構成案〉年表について、昭和 59 年までの公民館報以降の年表を入れる必要はあるか。その場合は参考資料の提供は可能か。	昭和 59 年以降の事項を含めた年表をご提案いただくことに問題はありません。ただし、本プロポーザルにおいて、町民ヒアリングのデータのほかに参考資料の提供はありません。
8	仕様書	1	3 (2) 取材、原稿執筆、写真撮影	「原則として町民の証言執筆に必要なヒアリングは町が実施することとし～」とありますが、受注者がヒアリングに参加し、追加取材・撮影等を行うことは可能ですか。また町民証言の候補者は、テーマに合わせ発注元で選定いただけると考えて良いですか。	受注者が決定後のヒアリングに参加いただくことは可能です。すでにヒアリングを終えた方に対しても、執筆にあたり、追加取材が必要と認められる場合は取材対象者の了解を得た上で、追加取材は可能です。証言の候補者はテーマに合わせて発注者で選定いたします。
9	仕様書	1	3 (2) 取材、原稿執筆、写真撮影	取材の想定件数と取材に基づく想定頁数	ご提案によります。ただし、町民に対する取材は主に発注者で実施し、データを提供する予定です。冊子全体としては 80 頁前後を想定しています。
10	仕様書	1	3 業務内容	本業務に必要な取材・撮影等で、対象者への日程調整や取材場所等の手配は、発注元・受注者どちらで担当すると考えれば良いですか。	証言など町民に関わる取材や撮影の日程調整は発注者を通じて行います。その他の取材が必要な場合は、原則として受注者で日程調整や取材場所の手配をしていただきますが、取材の内容によって、町で調整することも考えられます。